

内閣府告示第二百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県遠田郡田尻町
- 三 構造改革特別区域の名称 たじり子育てスマイル特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県遠田郡田尻町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児

の合同活動事業（九一四）、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）及び公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県久慈郡金砂郷町
- 三 構造改革特別区域の名称 金砂郷町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茨城県久慈郡金砂郷町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児

の合同活動事業（九一四）及び公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市及び白井市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡栗源町及び東庄町、海上郡海上町、長生郡睦沢町及び長生村並びに安房郡鋸南町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九〇六)

内閣府告示第二百四十二号

- 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十月三十一日以内閣府告示第百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 三 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校

地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第二百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都新宿区
- 三 構造改革特別区域の名称 専門職育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都新宿区の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一）

八〇一―一）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第二百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県及び横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 京浜臨海部再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市鶴見区及び神奈川区の区域の一部（臨海部の工業地域及び工業専用地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業(五〇四)及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(五〇五)

内閣府告示第二百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市及び小矢部市並びに富山県上新川郡大山町、中新川郡立山町及び東礪波郡福野町
- 三 構造改革特別区域の名称 富山型デイサービス推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市及び小矢部市並びに富山県上新川郡大山町、中新川郡立山町及び東礪波郡福野町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）指
定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 瑞浪市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼児教保育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 瑞浪市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二一）

内閣府告示第二百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年一月二十一日内閣府告示第一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県
- 三 構造改革特別区域の名称 スイートバレー・情場形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市、各務原市、大垣市、関市及び美濃市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 口

ポット公道実験円滑化事業（一〇三）、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

内閣府告示第二百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 三 構造改革特別区域の名称 中部臨空都市国際交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部（名古屋空港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。(臨
時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)及び公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業)
一
二〇一)

内閣府告示第二百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 いなべ市
- 三 構造改革特別区域の名称 藤原町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 いなべ市の区域の一部（旧藤原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼

稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）及び公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 先端医療産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（ポートアイランド及び神戸大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外
国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申
請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際みなと経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、臨時開庁手数料の軽減によ
る貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇
二）

内閣府告示第二百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県氷上郡市島町
- 三 構造改革特別区域の名称 環境保全型農業等推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県氷上郡市島町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及

び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県東伯郡羽合町
- 三 構造改革特別区域の名称 保育の充実による若者支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鳥取県東伯郡羽合町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）及び公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二

9)

内閣府告示第二百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町
- 三 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業(五〇六)

内閣府告示第二百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 三 構造改革特別区域の名称 北九州市国際物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業（五〇四）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外に
おける通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、資本関係等によらない密接な関係による電力の
特定供給事業（一一〇三（一一二二））及び公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一二〇一）